

# 日本赤十字豊田看護大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本大学院は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本大学院は、日本赤十字豊田看護大学大学院と称する。

### (位置)

第3条 本大学院は、愛知県豊田市白山町七曲12番33に置く。

### (研究科及び課程)

第4条 本大学院に置く研究科及び課程は、次のとおりとする。

看護学研究科 修士課程

後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）

### (課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職員としての高い能力を培うことを目的とする。

2 後期3年博士課程は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

### (専攻及び入学定員等)

第6条 研究科におく専攻及びその入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程

看護学専攻 入学定員 10人 収容定員 20人

後期3年博士課程

共同看護学専攻 入学定員 2人 収容定員 6人

(10人) (30人)

(注：括弧内の数字は、共同看護学専攻の構成大学全体の入学定員及び収容定員を示す。)

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 後期3年博士課程の修業年限は、3年とする。

4 後期3年博士課程の在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

5 第2項及び前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項及び第3項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

## 第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第9条 本大学院の学年、学期、授業期間及び休業日は、日本赤十字豊田看護大学学則（以下「本学学則」という。）の規定を準用する。

## 第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学資格)

第11条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

- 2 本大学院の後期3年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 専門職学位を有する者
  - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認められた者で、24歳に達した者
  - (8) 外国人留学生のうち、第1号から第5号までのいずれかに該当する者

（入学者の選考）

第12条 修士課程又は後期3年博士課程に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考のうえ、学長は、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

（入学の志願、入学の手続き、再入学、転入学、保証人）

第13条 本大学院の入学の志願、入学の手続き、再入学、転入学及び保証人については、本学学則の規定を準用する。

#### 第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学、転学、休学、復学、留学及び除籍）

第14条 本大学院の退学、転学、休学、復学、留学及び除籍については、本学学則の規定を準用する。

#### 第5章 教育課程及び授業科目

（教育の方法、授業科目）

第15条 本大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実習、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業科目の種類及び単位数等は、修士課程については別表第1、後期3年博士課程については別表第2のとおりとする。

(研究指導)

第16条 本大学院においては、入学時に学生ごとに研究指導教員を定める。

- 2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、研究指導教員の指導を受けなければならない。

(単位の計算)

第17条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の各号により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる場合には、研究科委員会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の認定)

第18条 各授業科目を履修し、試験又は論文審査に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(履修の方法)

第19条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、課程ごとにその修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生の場合を除く。

- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。

(履修科目の登録)

第20条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。
- 3 課程修了の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。
- 4 履修科目の登録の上限は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第21条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院(外国の大学院又はそれに準ずる高等教育機関を含む。以下同じ)において履修した授業科目

について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

第22条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項までの規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

#### (教育方法の特例)

第23条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

#### (学部開設科目の履修)

第24条 本大学院が必要と認めた場合は、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

#### (他大学院における研究指導)

第25条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

### 第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

#### (学修の評価等)

第26条 本大学院における学修の評価、試験等の時期、試験等の受験資格、修了認定に必要な出席時数、追試験及び再試験は、本学学則の規定を準用する。

#### (課程の修了)

第27条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）以上在学し、所定の科目について研究・教育者コースは32単位以上、母性看護学専門看護師コースは32単位以上、小児看護学専門看護師コース及び精神看護学専門看護師コースは34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

3 後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

#### （論文の審査及び最終試験）

第28条 学位論文の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

#### （課程修了の認定）

第29条 学位論文及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

2 研究科長は、前項の結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告に基づいて、課程修了の認定を行う。

### 第30条 削除

#### （学位の授与）

第31条 修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

2 後期3年博士課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

## 第7章 学生納付金

#### （入学検定料）

第32条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として別表第3に定める金額を納めなければならない。

#### （入学金）

第33条 本大学院に入学を許可された者は、入学金として別表第3に定める金額を納めなければならない。

2 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学金の全額又は半額を免除することがある。

- (1) 学校法人日本赤十字学園が設置する看護大学を卒業又は修了した者
- (2) その他特別な事情により入学金を納付することが著しく困難であると認められる者

3 入学金の免除の取扱いは、別に定める。

(授業料及び維持運営費)

第34条 授業料及び維持運営費は、別表第3のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院において特別の理由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

(退学等の場合の授業料等)

第35条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者、停学中の者、休学した者又は留学した者にかかる授業料等の納入、並びに納入された学生納付金の不還付等の取り扱いは、本学学則の規定を準用する。

## 第8章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第36条 本大学院に、研究科長を置くほか、本大学院の教育研究に必要な教員を置く。

2 本大学院の授業及び研究指導は、各課程ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する教員が担当するものとする。

(研究科委員会)

第37条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第9章 図書館等

(図書館等)

第38条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館及び保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

## 第10章 特別聴講学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第39条 他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、特別聴講学生として許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会で選考のうえ、研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会で選考のうえ、科目等履修生として許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第11条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

3 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第43条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会で選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生に関し必要な事項は、日本赤十字豊田看護大学外国人学生規程を準用する。

## 第11章 賞罰

(表彰等)

第44条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

## 第12章 公開講座、赤十字事業及び自己点検評価

(公開講座等)

第45条 本大学院における公開講座、赤十字事業及び自己点検評価の実施等については、本学学則の規定を準用する。



## 第13章 雑則

(委任)

第46条 この学則に定めるもののほか、本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第47条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条別表第1の規程は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条別表第1の規程は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3（第32条・第33条・第34条関係）の規定は、平成28年度以降に入学する者について適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条別表第1の規程は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成

29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月 日赤学第495号）  
この学則は、平成29年4月1日から施行する。